

税の申告が始まります

問 市・県民税について…税務課 ☎ 24-1149、24-1150 FAX 24-1253
 所得税について…桑名税務署 ☎ 22-5121

開催場所

① 市役所5階大会議室

② 多度町総合支所2階202会議室
 長島町総合支所2階大会議室

開催期間

① 2月16日(木)～3月15日(水)

② 2月20日(月)～3月3日(金)
 午前9時～午後5時 (土・日曜日を除く)

※市役所5階大会議室の受付終了時刻は午後4時です。

今年から申告時にマイナンバーの確認と

本人確認が必要になります。

平成28年分の申告からマイナンバーの記載が必要となりますので、申告の際に次のマイナンバーおよび本人確認書類をお持ちください。

確認書類

- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等
- 運転免許証などの写真付きのもの
- ▽運転免許証などの写真付きの身分証明書がない場合での本人確認書類については、2種類以上(健康保険証や年金手帳など)で確認させていただきます。

《無料相談所の開設について》

税理士による無料税務相談

とき 2月22日(水)～28日(火)
 午前9時30分～午後4時

- ▷土・日曜日を除く
- ▷正午から午後1時までを除く

場所 市役所5階大会議室

申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、マイナンバーおよび本人確認書類、申告書(お持ちの人)
- 平成28年中の所得を明らかにできる書類
 - 給与・年金の所得がある人
 - 源泉徴収票の原本(コピーは不可)
 - 営業・農業・不動産などの所得がある人
 - 収支を明らかにできるもの
 - 配当・一時・雑所得がある人
 - 支払通知書の原本などその所得を証明する書類
- 控除を受けるために必要な書類
 - 医療費控除：医療機関等発行の領収書と保険などで補てんされた金額のわかるもの
 - 生命(一般・介護医療・個人年金) 保険料控除・地震(旧長期損害) 保険料控除
 - 保険会社等発行の控除証明書
 - 社会保険料控除：国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの領収書、支払証明書など支払金額がわかるもの(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています)
 - 障害者控除：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(身体障害者手帳などをお持ちでない人で、介護保険の要介護認定を受けており、一定の条件に該当する人は「障害者控除対象者認定書」)
 - 配偶者特別控除：配偶者の所得金額がわかるもの
 - 住宅借入金等特別控除(確定申告に限る)
 - 家屋・敷地の登記事項証明書、請負または売買契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、増改築の場合は、工事証明書または、建築確認済証などの写し
- 所得税の還付を受けようとする場合は、申告者本人名義の預金口座情報がわかるもの

所得税の申告が必要な人

【自営業者など】

次のうち、平成28年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額を超える人

- ・ 事業を営んでいる人
- ・ 不動産収入のある人
- ・ 土地や建物を売った人

【給与所得者】（会社員など）

- ・ 給与などの収入が2000万円を超える人
- ・ 給与以外の所得金額20万円を超える人
- ・ 給与を2カ所以上からもらっている人
- ・ 同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人

【公的年金等の収入のある人】

- ・ 公的年金等の収入額が400万円を超える人
- ・ 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

▽右記に該当しない人でも、医療費控除、寄付金控除（ワンストップ特例制度を利用される人は除く）などを申告する場合または、年の途中で退職し年末調整をしていない場合など、申告することで源泉徴収された所得税の還付を受けられる場合があります。

▽所得税の還付はないが、控除内容の追加などをする場合は、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告が必要な人

平成29年1月1日現在、桑名市に居住かつ確定申告をしないで、次のいずれかに該当する人

- ・ 事業をしている場合や、不動産収入のある場合または、土地や建物を売った場合などの所得がある場合
- ・ 給与所得があり、給与所得以外の所得がある人
- ・ 公的年金等の収入があり、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人
- ・ 給与所得または公的年金等の収入があり、桑名市に「給与（年金）支払報告書」が提出していない人、または提出しているがその内容に変更のある人
- ・ 給与所得があり、平成28年中に退職し年末調整をしていない人
- ・ 遺族・障害年金を受給している人

▽申告がない場合は、所得課税証明など必要な証明書が発行できません。また、所得が把握できない場合は、国民健康保険・後期高齢者医療など各種制度の適用が受けられなくなることがあります。

所得の確認を要する制度を利用する人は、所得がない場合でもその旨を申告してください。

▽桑名市に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの人は、桑名市に居住していても申告が必要です。

▽前年度分の市・県民税申告書を提出した人には、平成29年度分の市・県民税申告書を郵送します。申告をする場合は、申告書をお持ちください。

申告の際の留意事項

・ 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

・ この期間中は、桑名税務署で確定申告の相談は行いません。

・ 確定申告書を郵送で提出する場合は、桑名税務署（〒511-8510 江場7-6）へ。

・ 市・県民税申告書を郵送で提出する場合は、税務課（〒511-8601 中央町2丁目37）へ。市・県民税申告書の提出は、市役所1階税務課窓口でも可能です。

・ 昨年のご自身の申告書の控えをお持ちいただくと、納税番号などの確認がスムーズに行えます。

・ 昨年の確定申告で、eTaxを利用して申告した人、申告会場でパソコンによる電子申告をした人などは、電子申告の推進およびペーパーレス（省資源）の促進のため、税務課から申告書は送付されませんので、ご了承ください。

・ 申告会場には、納税窓口はありません。納税する人は、振替納税を利用するか、金融機関での納付をお願いします。

・ 多度町・長島町総合支所では、市・県民税の申告のほか、簡易な確定申告に限り受け付けます。次の人は、市役所5階大会議室にお越しください。

○ 営業所得、農業所得、不動産等事業所得について青色申告する人

○ 譲渡所得・分離課税所得のある人

○ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

なお、これらに限らず、市役所5階大会議室での受け付けをお願いします。